

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件  
国側当事者・国(和歌山税務署長)  
平成30年4月19日棄却・確定

判 決

原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
原告訴訟代理人弁護士	壺井 健一
原告補佐人税理士	E
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	和歌山税務署長 中村 文昭
被告指定代理人	野口 弘雄
同	長西 研太
同	足立 昌隆
同	坂井 誠司
同	上田 英毅

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 和歌山税務署長が平成26年6月30日付けで原告に対してした法人税に係る次の各処分を取り消す。
  - (1) 平成19年5月期(平成18年6月1日から平成19年5月31日までの事業年度をいい、他の事業年度についても同様に略称する。)についての更正処分のうち所得金額1192万9185円、納付すべき税額293万8500円を超える部分及び同事業年度についての重加算税賦課決定処分
  - (2) 平成20年5月期についての更正処分のうち所得金額1308万7049円、納付すべき税額328万5500円を超える部分及び同事業年度についての重加算税賦課決定処分
  - (3) 平成23年5月期についての重加算税賦課決定処分
  - (4) 平成24年5月期についての重加算税賦課決定処分
  - (5) 平成25年5月期についての重加算税賦課決定処分
- 2 和歌山税務署長が平成26年6月30日付けで原告に対してした消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る次の各処分を取り消す。

- (1) 平成19年5月課税期間（平成18年6月1日から平成19年5月31日までの課税期間をいい、他の課税期間についても同様に略称する。）についての更正処分のうち納付すべき消費税額303万3300円、納付すべき地方消費税額75万8300円を超える部分及び同課税期間についての重加算税賦課決定処分
- (2) 平成20年5月課税期間についての更正処分のうち納付すべき消費税額422万7500円、納付すべき地方消費税額105万6800円を超える部分及び同課税期間についての重加算税賦課決定処分
- (3) 平成21年5月課税期間についての更正処分のうち納付すべき消費税額358万4000円、納付すべき地方消費税額89万6000円を超える部分及び同課税期間についての重加算税賦課決定処分

## 第2 事案の概要

本件は、平成19年5月期から平成25年5月期までの各事業年度（平成22年5月期を除く。）における法人税の確定申告及び平成19年5月課税期間から平成25年5月課税期間までの各課税期間（平成22年5月課税期間を除く。）における消費税等の確定申告において、架空の外注加工費（以下「本件外注費」という。）を計上して本件外注費相当額を原告代表者甲（以下「甲会長」という。）の利得としていた原告が、税理士の指導によりこれを改めて、本件外注費相当額を原告の所得として加算した上で、これを甲会長に対する貸付金として処理することとし、平成25年11月12日に、平成21年5月期及び平成23年5月期から平成25年5月期までの法人税の修正申告書（以下「本件各法人税修正申告書」という。）並びに平成23年5月課税期間から平成25年5月課税期間までの消費税等の修正申告書（以下「本件各消費税等修正申告書」といい、本件各法人税修正申告書と併せて「本件各修正申告書」という。）を提出して修正申告をしたところ（以下「本件修正申告」という。）、和歌山税務署長から、平成26年6月30日付けで、別表1-1及び同1-2の各「更正処分等」欄のとおり各更正処分及び各重加算税賦課決定処分を受けたことから、被告を相手に、これらの処分のうち、①平成19年5月期の法人税についての更正処分のうち確定申告による申告額を超える部分及び重加算税賦課決定処分、②平成20年5月期の法人税についての更正処分のうち平成23年2月7日にした修正申告による申告額を超える部分及び重加算税賦課決定処分、③平成23年5月期の法人税についての重加算税賦課決定処分、④平成24年5月期の法人税についての重加算税賦課決定処分、⑤平成25年5月期の法人税についての重加算税賦課決定処分、⑥平成19年5月課税期間の消費税等についての更正処分のうち確定申告による申告額を超える部分及び重加算税賦課決定処分、⑦平成20年5月課税期間の消費税等についての更正処分のうち平成23年2月7日にした修正申告による申告額を超える部分及び重加算税賦課決定処分、⑧平成21年5月課税期間の消費税等についての更正処分のうち平成23年2月7日にした修正申告による申告額を超える部分及び重加算税賦課決定処分の各取消しを求める事案である。

### 1 関係法令の定め

- (1) 国税通則法24条は、税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する旨規定する。
- (2) 平成28年法律第15号による改正前の国税通則法（以下「平成28年改正前通則法」と

いう。) 68条1項は、同法65条1項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(同条5項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定し、平成28年改正前通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき同法35条2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定し、同法65条5項は、同条1項の規定は、修正申告書の提出があった場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない旨規定する。

(3) 平成23年法律第114号による改正前の国税通則法70条1項1号は、更正は、その更正に係る国税の法定申告期限から3年を経過した日以後(法人税に係る更正については、その更正に係る国税の法定申告期限から5年を経過した日以後)においては、することができない旨規定し、平成27年法律第9号による改正前の国税通則法(以下「平成27年改正前通則法」という。)70条4項は、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正は、同条1項の規定にかかわらず、その更正に係る国税の法定申告期限から7年を経過する日まで、することができる旨規定する。

(4) 国税通則法72条1項は、国税の徴収を目的とする国の権利(以下「国税の徴収権」という。)はその国税の法定納期限から5年間行使しないことによつて時効により消滅する旨規定し、同条2項は、国税の徴収権の時効についてはその援用を要しない旨規定し、平成27年改正前通則法73条3項本文は、国税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税に係るものの時効は、当該国税の法定納期限から2年間は進行しない旨規定する。

## 2 前提事実

以下の(1)から(5)までの事実は当事者間に争いがなく、(6)の事実は当裁判所に顕著である。

### (1) 確定申告

ア 原告は、平成19年5月期から平成25年5月期までの法人税について、それぞれ青色の確定申告書に別表1-1の「確定申告」欄のとおり記載して、法定申告期限までに申告をした。

原告は、上記各事業年度(平成22年5月期を除く。)の確定申告において、有限会社B、株式会社C及びDこと乙(以下「本件各業者」という。)に対する外注加工費(本件外注費)を、以下のとおり、損金の額に算入していたが、これらはいずれも実体のない架

空のものであった。

- ① 平成19年5月期 1190万0000円
- ② 平成20年5月期 1167万5200円
- ③ 平成21年5月期 1956万8572円
- ④ 平成23年5月期 1705万8572円
- ⑤ 平成24年5月期 1811万6901円
- ⑥ 平成25年5月期 1495万5205円

イ 原告は、平成19年5月課税期間から平成25年5月課税期間までの消費税等について、それぞれ確定申告書に別表1-2の「確定申告」欄のとおり記載して、法定申告期限までに申告した。

原告は、上記各課税期間（平成22年5月課税期間を除く。）の確定申告において、上記アの本件外注費を課税仕入れに係る支払対価の額に含め、これらに係る消費税額を仕入税額控除の対象としており、控除対象とされた各課税期間の本件外注費に係る消費税等の合計額は以下のとおりであった。

- ① 平成19年5月課税期間 59万5000円
- ② 平成20年5月課税期間 58万3760円
- ③ 平成21年5月課税期間 97万8428円
- ④ 平成23年5月課税期間 85万2928円
- ⑤ 平成24年5月課税期間 90万5845円
- ⑥ 平成25年5月課税期間 74万7760円

## (2) 平成23年2月7日の修正申告

原告は、平成23年2月7日、平成20年5月期から平成22年5月期までの法人税について別表1-1の「第1修正申告」欄のとおり、平成20年5月課税期間及び平成21年5月課税期間の消費税等について別表1-2の「第1修正申告」欄のとおり、各記載した修正申告書を和歌山税務署長に提出して、各修正申告をした。

なお、法人税に係る上記修正申告において本件外注費は所得金額に加算されておらず、消費税等に係る上記各修正申告において本件外注費に係る課税仕入れに係る支払対価の額の減算はされていなかった。

## (3) 本件修正申告に至る経緯

ア 和歌山税務署の担当者であった丙（以下「丙」という。）が、平成25年10月25日、原告代表者丁（以下「丁社長」という。）及び原告の関与税理士であった戊税理士（以下「戊税理士」という。）に対し、原告の平成23年5月期から平成25年5月期までの法人税及び平成23年5月課税期間から平成25年5月課税期間までの消費税等に係る各申告書の内容の確認等をするため、平成25年11月14日から原告の本店事務所において実地調査を行う旨を通知したが、その後、原告に対する調査開始日は平成26年1月21日に変更された。

イ 原告は、本件外注費相当額を原告の所得として加算した上で、これを甲会長に対する貸付金として処理することとし、平成25年11月12日、甲会長、戊税理士及び原告補佐人税理士E（以下「E税理士」といい、甲会長及び戊税理士と併せて「甲会長ら」という。）において和歌山税務署を訪問し、和歌山税務署長に対し、本件修正申告を含む原告

の平成21年5月期から平成25年5月期までの法人税及び平成23年5月課税期間から平成25年5月課税期間までの消費税等についての各修正申告書を提出した。

和歌山税務署のF（以下「F統括官」という。）は、同日、甲会長らと面談し（以下「本件面談」という。）、上記各修正申告書の控え及びE税理士の税務代理権限証書の控えの提示を受けた。

ウ 本件面談の際、F統括官が甲会長らに対し平成22年5月期の法人税の修正申告書については記載された所得金額が平成23年2月7日にした修正申告の額を下回ることから修正申告をすることはできない旨指摘したところ、原告は、平成25年11月13日、平成22年5月期の法人税に係る修正申告を取り下げ、同月15日、同法人税について更正の申出をした。

エ 本件各法人税修正申告書の記載は別表1-1の「第2修正申告」欄のとおりであり、本件各消費税等修正申告書の記載は別表1-2の「第2修正申告」欄のとおりである。

#### （4）更正処分及び重加算税賦課決定処分に至る経緯

ア F統括官を含む和歌山税務署の担当職員らは、平成26年1月21日以後、原告に対する調査等を実施し、その後、同年6月13日、原告に対し、国税通則法74条の11第2項所定の調査結果の説明であることを明示した上で、調査結果の説明を行い、修正申告等を勧奨したが、原告は修正申告をしない旨回答した。

イ 和歌山税務署長は、平成26年6月30日、原告に対し、別表1-1及び同1-2の各「更正処分等」欄のとおり、各更正処分及び各重加算税賦課決定処分をした。

平成19年5月期から平成25年5月期までの法人税の各更正処分による所得金額及び利益積立金額の増減はそれぞれ別表2-1及び同2-2のとおりであり、本件外注費の計上により過大であるとされた完成工事原価の明細及びこれに伴い計上漏れとされた貸付金に係る受取利息の明細はそれぞれ別表3-1及び同3-2のとおりである。また、平成19年5月課税期間から平成21年5月課税期間までの消費税等の各更正処分において、課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないものとされた本件外注費の明細は、別表3-3のとおりである。

#### （5）不服申立ての経緯

ア 原告は、平成26年8月18日、上記（4）イの各更正処分及び各重加算税賦課決定処分について異議申立てをしたが、和歌山税務署長は、同年10月17日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

イ 原告は、平成26年11月13日、上記各処分について審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成27年9月10日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（なお、証拠（甲12）によれば、裁決書謄本が原告に送達されたのは同月25日以降であることが認められる。）。

#### （6）本件訴えの提起

原告は、平成28年3月17日、当庁に対し、本件訴えを提起した。

### 3 主な争点

（1）平成19年5月期及び平成20年5月期の法人税及び平成19年5月課税期間から平成21年5月課税期間までの消費税等についての各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）並びに上記法人税及び消費税等についての各重加算税賦課決定処分（以下「本件各賦

課決定処分（１）」という。）について（前記請求１（１）（２）及び２（１）から（３）まで関係）

ア 本件各更正処分の期間制限について、平成２７年改正前通則法７０条４項の規定により７年となる場合に該当するか（争点①）

イ 本件各賦課決定処分（１）について、平成２８年改正前通則法６５条５項の規定の適用がある場合に該当しないか（争点②）

ウ 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分（１）は適切な指導をせずにされたものとして信義則に違反するか（争点③）

（２）平成１９年５月期、平成２０年５月期及び平成２３年５月期から平成２５年５月期までの法人税についての各重加算税賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分（２）」という。）について（前記請求１（１）から（５）まで関係）

甲会長に対する貸付金に係る受取利息について、平成２８年改正前通則法６８条１項の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するか（争点④）

#### ４ 当事者の主張

（１）争点①（本件各更正処分の期間制限について、平成２７年改正前通則法７０条４項の規定により７年となる場合に該当するか）について

（被告の主張）

ア 原告は、本件各業者と通謀し、架空の本件外注費に係る請求書を作成させ、当該請求書に基づき、それが真実の取引による費用であるかのように装って損金及び課税仕入れに係る支払対価の額として計上し、かつ、当該外注加工費名目で原告が本件各業者に支払った金員を、後に本件各業者から甲会長に還流させ、本件外注費相当額を甲会長に対する簿外貸付金とし、かかる虚偽の事実関係を基礎とする法人税及び消費税等の各確定申告をしてこれらの税額を免れたのであるから、原告は、税額を免れる目的の下、その手段として税の賦課徴収を不能又は著しく困難ならしめるような偽計その他の工作を伴う不正な行為を行ったものと認められ、偽りその他不正の行為により、法人税等の税額を免れたといえることができる。

したがって、本件各更正処分の期間制限については、平成２７年改正前通則法７０条４項の規定により各法定申告期限から７年を経過する日までとなる。

イ 原告は、和歌山税務署長等に対し修正申告をしたのと同視することができるだけの情報を開示したなどとして、平成２８年改正前通則法６５条５項及び同法６８条１項括弧書きにより重加算税を賦課することはできず、重加算税を賦課する場合の規定である平成２７年改正前通則法７０条４項が適用される場合に当たらない旨主張する。しかし、同項は重加算税を賦課する場合の規定とはいえない上、修正申告につき平成２８年改正前通則法６５条５項が適用される場合であっても、修正申告によって不正の行為により税額を免れた国税であったという性格が変更されるものではないから、同項の適用の有無は平成２７年改正前通則法７０条４項の適用に影響を及ぼさない。したがって、平成２８年改正前通則法６５条５項が適用される場合には平成２７年改正前通則法７０条４項が適用されないとする原告の上記主張は、その前提を欠く。

また、後記（２）（被告の主張）のとおり、本件において、原告は平成１９年５月期及び平成２０年５月期の法人税並びに平成１９年５月課税期間から平成２１年５月課税期間までの消費税等について修正申告書を提出していない以上、平成２８年改正前通則法６５条５項が適用されることはないし、そもそも、原告において修正申告があった場合と同視すべきか否かを議論するに値するような情報を開示した事実自体が認められないから、この点においても、原告の上記主張は失当である。

（原告の主張）

ア 原告は、平成２５年１１月１２日、和歌山税務署長に対し本件各修正申告書を提出して本件修正申告をするとともに、本件面談の際、F 統括官に対し、本件外注費を自己否認して所得に加算した上で甲会長に対する貸付金として処理する旨を説明した。その際、平成１９年５月期及び平成２０年５月期における架空外注費についても、事実を伝えた上で、国税の徴収権が時効により消滅したものとして処理すること（以下、このような処理を「時効所得の処理」ということがある。）を説明し、修正申告をしたのと同視することができるだけの情報を開示した。現に、原告は、平成２１年５月期の法人税の修正申告書において、平成２０年５月期の架空外注費１２２５万８９６０円（消費税等相当額込み）を自己否認として計上し、国税の徴収権が時効により消滅した旨の処理を行っている。

したがって、少なくとも平成２０年５月期の架空外注費については、和歌山税務署長は上記修正申告書という書面によってその内容を知ることができたのであるから、平成２０年５月期については、修正申告書の提出があったものということができる。

平成１９年５月期の架空外注費については、上記修正申告書に記載していないが、これは、戊税理士がE 税理士から平成１９年５月期及び平成２０年５月期の架空外注費について上記修正申告書に記載するよう指示されたにもかかわらず、戊税理士の事務所のコンピュータに平成１９年５月期の架空外注費に係るデータが保存されていなかったために失念したからにすぎず、原告もE 税理士も、上記修正申告書には平成１９年５月期の架空外注費についての記載がされているものと認識していた。また、本件面談に先立ち行われた原告内の打合せにおいては、上記のとおり２期分について時効所得の処理をすることの詳細を説明する方針とされていたのに、実際には、戊税理士が予期に反して、F 統括官に対し上記説明は臨場調査時に行いたいと申し入れたために、結果として、F 統括官に詳細までは説明することができなかつたのである。このように、平成１９年５月期の架空外注費の処理が書面上明らかにされていないこと等の原因は、完全に戊税理士のミスによるものであるが、このような税理士のミスを納税者の負担として転嫁すべきでない（最高裁判所平成１８年４月２５日第三小法廷判決・民集６０巻４号１７２８頁参照）。

これらの事情からすれば、平成１９年５月期の架空外注費についても、実質的に、修正申告書が提出されたものと同視されるべきである。

イ 以上のように、原告は、自ら本件外注費に係る情報を和歌山税務署に提供していたのであり、自発的に修正申告書を提出したか、少なくとも、実質的に、修正申告書を提出したものと判断されるべきである。したがって、本件は、平成２８年改正前通則法６５条５項の規定の適用がある場合に該当するものと解すべきであって、重加算税を賦課することはできない。そして、平成２７年改正前通則法７０条４項は、重加算税を賦課する場合の規定であるから、本件は同項が適用される場合に当たらない。よって、本件各更正処分の期

間制限は、同条1項により、原則どおり、法人税については5年、消費税等については3年である。

ウ したがって、本件各更正処分は期間制限に反してされたものであり、違法である。

(2) 争点② (本件各賦課決定処分(1)について、平成28年改正前通則法65条5項の規定の適用がある場合に該当しないか) について

(被告の主張)

ア (ア) 平成28年改正前通則法65条5項は修正申告書の提出があったことを要件としているところ、原告は平成19年5月期及び平成20年5月期の法人税並びに平成19年5月課税期間から平成21年5月課税期間までの消費税等については修正申告書を提出していない以上、同項が適用されることはない。

(イ) 原告は、本件面談の際に、E税理士がF統括官に対し平成19年5月期及び平成20年5月期における架空外注費についても事実を伝えた上で時効所得の処理をすること等を説明したとして、税務署に対する自発的な修正申告があったのと同視すべき情報の開示があったなどと主張する。しかし、修正申告は、申告納税方式を採用する法人税及び消費税等において、納付すべき税額の確定という法的効果をもたらす公法行為であり(国税通則法16条1項1号、同法2条1号、法人税法74条、消費税法45条)、かつ、その申告に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することによってする要式行為である(国税通則法19条1項)ことからすれば、そもそも、税務署に対していかなる内容の情報の開示がされたとしても、そのことをもって、修正申告と同視し得るものと評価することはできない。したがって、原告の上記主張は、それ自体として失当である。

また、本件面談の際に、原告がF統括官に対し平成19年5月期及び平成20年5月期における架空外注費について事実を伝えたとの事実自体が認められないから、原告の上記主張は、その前提を欠くものである。本件面談の際、F統括官が提示された修正申告書の控えの内容が、「外注費自己否認」として所得金額に加算し、同額を貸付金とするものであったことから、甲会長らに説明を求めたところ、E税理士が詳細は臨場調査当日に説明する旨返答したにすぎない。仮に、原告の主張する事実関係を前提としたとしても、国税通則法19条4項所定の課税標準等や税額等について何ら明らかにしていないというのであるから、その程度の情報の開示をもって、修正申告があった場合と同視すべきか否かを議論するに値するような情報の開示とは到底認められない。

イ 丙が、平成25年10月25日に丁社長及びE税理士に対し原告に対する実地調査を行う旨通知したこと、和歌山税務署の担当職員らが平成26年1月21日に原告の本店事務所に臨場し、原告の帳簿書類等の内容の確認・検討を行うなどの調査を行い、その後、同月29日から同年6月13日までの間、銀行調査、甲会長に対する質問調査及び本件各業者に対する質問検査等により、本件外注費が架空に計上されたものであること等の証拠の収集や説明等を行ったことなど、和歌山税務署の担当職員らが行った一連の行為が「調査」に該当することは明らかであり、本件につき調査の着手がないとする原告の主張は理由がない。

ウ したがって、本件は、平成28年改正前通則法65条5項の規定の適用がある場合に該

当しない。

(原告の主張)

ア 上記(1)(原告の主張)のとおり、原告は、平成19年5月期及び平成20年5月期の法人税並びに平成19年5月課税期間から平成21年5月課税期間までの消費税等についても、修正申告書を提出したか、少なくとも、実質的に、修正申告書を提出したものと判断されるべきである。

イ そして、原告が修正申告書を提出した平成25年11月21日の時点において調査の着手がなかったことは明らかであり、平成28年改正前通則法65条5項にいう「調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当する。

ウ したがって、本件各賦課決定処分(1)は、平成28年改正前通則法65条5項の規定の適用がある場合に該当し、同法68条1項の要件を満たさないにもかかわらずされたものであって、違法である。

(3) 争点③(本件各更正処分及び本件各賦課決定処分(1)は適切な指導をせずにされたものとして信義則に違反するか)について

(原告の主張)

上記(1)(原告の主張)のとおり、和歌山税務署の担当者らは、本件外注費について原告から説明を受けて知っていたのに、平成19年5月期及び平成20年5月期の法人税並びに平成19年5月課税期間から平成21年5月課税期間までの消費税等の修正申告等について何らの説明・指導もしなかった。しかし、原告と和歌山税務署の担当者らとの間に見解の相違があったのであるから、和歌山税務署の担当者らとしては臨場調査ないし更正処分をする前に上記説明・指導をしなければならなかったというべきであり、それを欠いてされた本件各更正処分及び本件各賦課決定処分(1)は、信義則に違反し、違法である。

(被告の主張)

申告納税制度の下において、納税者は、自己の判断と責任において、法令の規定に従い、課税標準等を計算し、適正な申告をすることが求められる。そして、修正申告制度は、自発的に申告又は更正決定に係る税額等を増額変更する意思のある納税者に対しては、その変更をするための納税申告書の提出を認めて、これを提出することなく税務官庁の更正の処分を受ける者よりも有利な取扱いをすることが合理的であるとの趣旨で設けられたものであり、修正申告書は、提出を義務付けられていない任意的な申告書である。これらのことからすれば、国税通則法19条が規定する修正申告は、確定申告の内容を熟知している納税者が自らの責任と判断において行うべきものであって、課税官庁による勧奨や指導がなければ修正申告書を提出することができないものでなく、調査担当者において自主修正を促す指導をしなければならない義務を負うことはないから、そのような勧奨や指導を行わずとも、信義則違反にはならない。

なお、付言すれば、原告は、F統括官らが平成26年6月13日に国税通則法74条の1第2項に基づき調査結果の説明を行った上で修正申告等の勧奨をしたにもかかわらず、独自の見解に固執し、抗弁の機会を喪失するからという理由で修正申告をしない旨申し立てたのであるから、適切な指導がなかったことを理由として信義則違反という原告の主張は、事実関係にも反するものであって、理由がない。

(4) 争点④(甲会長に対する貸付金に係る受取利息について、平成28年改正前通則法68条1項の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するか)について

(被告の主張)

原告及び甲会長は、遅くとも平成19年5月期から、本件外注費を架空に計上することにより捻出した資金について簿外貸付金であると認識していたものと認められるから、原告は、架空外注費として計上することにより捻出した資金を甲会長に対する簿外貸付金としていたにもかかわらず、当該貸付金に係る受取利息を益金の額に算入していなかったものと認められる。

したがって、甲会長に対する貸付金に係る受取利息について、平成28年改正前通則法68条1項の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。

(原告の主張)

原告が甲会長に対する貸付金としたのは平成25年11月12日のことであり、それ以前である平成19年5月期、平成20年5月期及び平成23年5月期から平成25年5月期には受取利息は発生していなかったのであるから、原告は隠ぺいや仮装をしていない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実等

##### (1) 認定事実

前記前提事実に加え、証拠(甲1、13、16、19、乙13、14、17~20、35、証人E)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる(書証番号は、特記しない限り、各枝番を含む。以下同じ)。

ア 前記前提事実(1)ア及びイのとおり、原告は、平成19年5月期から平成21年5月期まで及び平成23年5月期から平成25年5月期までの法人税の各確定申告において架空の本件外注費を損金の額に算入し、また、平成19年5月課税期間から平成21年5月課税期間まで及び平成23年5月課税期間から平成25年5月課税期間までの消費税等の各確定申告において本件外注費に係る消費税額を仕入税額控除の対象とし、法人税及び消費税等の税額の一部を免れた。

前記前提事実(2)のとおり、原告は、平成23年2月7日、平成20年5月期から平成22年5月期までの法人税並びに平成20年5月課税期間及び平成21年5月課税期間の消費税等について各修正申告をしたが、法人税について本件外注費は所得金額に加算されておらず、消費税等について本件外注費に係る課税仕入れに係る支払対価の額の減算はされていなかった。

イ 丙は、平成25年10月25日、丁社長及び戊税理士に対し、原告の平成23年5月期から平成25年5月期までの法人税及び平成23年5月課税期間から平成25年5月課税期間までの消費税等に係る各申告書の内容の確認等をするため、平成25年11月14日から原告の本店事務所において実地調査を行う旨を通知した。

ウ 甲会長及び戊税理士は、知人を介してE税理士を紹介され、平成25年11月5日、外

注加工費を架空に計上していた問題の解決策について相談するためE税理士の事務所を訪れた。これに対し、E税理士は、法人税については過去5年分（平成21年5月期以降）について、消費税等については過去3年分（平成23年5月課税期間以降）について、それぞれ修正申告をし、それ以前については時効所得の処理をするよう指導した。

エ 平成25年11月5日、戊税理士が顧問税理士を務める別の業者の代表者が死亡した。同業者に対しては、同月21日から和歌山税務署による実地調査が予定されていたため、戊税理士が、同月6日、丙に電話を架けて代表者の死亡を知らせたところ、同業者に対する実地調査は延期されることとなった。

オ 丙は、平成25年11月8日、戊税理士と面会し、上記業者が原告の外注先であることなどから、同業者に対する実地調査の延期に伴い原告に対する実地調査日も延期したいとして、日程調整を依頼したところ、戊税理士は、同月11日、丙に電話を架け、原告に対する実地調査は平成26年1月21日午前10時から実施されることとなった。

カ E税理士は、平成25年11月11日、F統括官に電話を架け、翌12日午後3時頃に和歌山税務署に訪問する旨述べて面会の申入れをしたが、用件については何も述べず、3名で訪問するとだけ述べた。

キ（ア）原告は、E税理士の上記ウの指導に従い、本件外注費相当額を原告の所得として加算した上で、これを甲会長に対する貸付金として処理することとした。

（イ）甲会長らは、平成25年11月12日、和歌山税務署を訪問し、原告の平成21年5月期から平成25年5月期までの法人税及び平成23年5月課税期間から平成25年5月課税期間までの消費税等についての各修正申告書を受付窓口に提出した。

上記各修正申告書は、戊税理士が作成したものであるところ、平成21年5月期の法人税に係る修正申告書（甲1の1）の別表4「所得の金額の計算に関する明細書」では、「外注費自己否認」として2054万7000円及び1225万8960円が、「未収利息」として45万0649円が、それぞれ加算されるとともに、「時効取得」として1225万8960円が減算されていた。また、同別表5（1）「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」では、「貸付金」の「期首現在利益積立金額」が1225万8960円、「当期の増」が2054万7000円とされていた。

このうち、1225万8960円は平成20年5月期に計上された架空外注費（前記前提事実（1）ア②参照）及びそれに対する消費税等相当額（同イ②参照）の合計額であり、2054万7000円は平成21年5月期に計上された架空外注費（前記前提事実（1）ア③参照）及びそれに対する消費税等相当額（同イ③参照）の合計額である。

なお、上記各修正申告書には、平成19年5月期に計上された架空外注費（前記前提事実（1）ア①参照）及びそれに対する消費税等相当額（同イ①参照）に関連する記載はされていない。

（ウ）甲会長らは、上記（イ）のとおり、各修正申告書を受付窓口に提出した後、午後3時30分頃から、和歌山税務署3階の応接用スペースにおいて、F統括官と面談した（本件面談）。

その際、甲会長らは、F統括官に対し、上記各修正申告書の控えを示して、外注費

が架空であったことを自ら認め、甲会長に対する貸付金として処理し、5年間遡って修正申告をしたことなどを説明した。これに対し、F統括官が時効所得の処理をしたのは2年分かと尋ねたところ、戊税理士は1年分である旨回答した。さらに、F統括官が当該外注費はどの業者に対するものであるかを尋ねたところ、戊税理士は詳細については実地調査の際に説明する旨回答し、F統括官もその旨了解した。

なお、本件面談において、甲会長らがF統括官に示したのは、上記各修正申告書の控えのみであった。

ク F統括官を含む和歌山税務署の担当職員らは、平成26年1月21日、原告の本店事務所に臨場して実地調査を行ったところ、甲会長は、担当職員らから促され、本件外注費の外注先が本件各業者であること、本件各業者発行の虚偽の請求書に基づいて原告から本件各業者に金銭を支払い、その後、甲会長が本件各業者から現金を受け取っていたことなどを説明した。その説明に当たって、本件外注費の金額や外注先名等が簡単に記載されたメモ（甲12別紙2・乙20資料1。以下「本件メモ」という。）が担当職員らに示されたところ、本件メモには平成19年5月期に計上された架空外注費についての記載はなかった。

その後、担当職員が請求書や総勘定元帳等の関係書類を確認すると、平成19年5月期にも架空外注費が計上されていたことから、原告に対しこの点について質問したところ、戊税理士の事務所のコンピュータに原告の平成19年5月期に係るデータが保存されていなかったために記載が漏れていたことが判明した。担当職員がE税理士に対し平成19年5月期及び平成20年5月期の法人税について修正申告をしなかった理由を尋ねたところ、E税理士は、平成20年5月期については平成21年5月期に係る修正申告書において時効所得の処理をした旨記載し、平成19年5月期については失念により修正申告書には記載されていないが、いずれにせよ、国税の徴収権は時効消滅しているといった趣旨の回答をした。

なお、和歌山税務署の担当職員らは、上記実地調査の際、上記イで通知した調査対象期間以外の平成19年5月期から平成22年5月期までの法人税及び平成19年5月課税期間から平成22年5月課税期間までの消費税等についても調査の対象とする旨を説明して調査を実施した。

ケ その後、和歌山税務署の担当職員らによる所要の調査を経て、和歌山税務署長は、前記前提事実（4）イのとおり、各更正処分及び各重加算税賦課決定処分をした。

## （2）事実認定の補足説明

原告は、上記認定事実キ（ウ）について、本件面談の際にF統括官に対し平成20年5月期のみならず平成19年5月期における架空外注費についても事実を伝えた上で時効所得の処理をした旨説明したと主張し、E税理士もこれに沿った証言をする。

しかしながら、F統括官が作成した平成25年11月12日に係る調査経過等報告書（乙17）には、本件面談におけるやり取りについて、「当方が『時効所得の減算は2年分ですか』と尋ねたところ、戊税理士より『1年分です』との回答があった。」と記載されているところ、真実はそのようなやり取りがなかったにもかかわらず、F統括官において、あえて虚偽の事実を記載し、1年分についてのみ時効所得の処理をした旨の説明があったとすべき動機は見当たらない。原告は、上記報告書には本件外注費相当額が代表者に対する貸付金で

ある旨が記載されているのに対し、平成26年9月4日付けの質問応答記録書（乙18）によれば、F統括官は、本件面談は貸付金が誰に対するものであるかが判明しないまま終了した旨供述したとされており、互いに矛盾するなどとして、上記報告書は事後的に作成されたものであるといった趣旨の主張をする。しかしながら、上記報告書は、担当職員ら作成のメモ（乙13）及び調査経過記録書（乙14、35）においても引用されているところ、これらのメモ及び記録書は、その体裁からして、その都度追記されて作成されていることが認められるから、そこで引用されている上記報告書も、平成25年11月12日の当日か、その後速やかに作成されたものとするのが自然かつ合理的であり、事後的に作成されたなど上記報告書の信用性を疑わせるに足りるような事情は見当たらない。

以上に加え、上記認定事実によれば、原告が平成25年11月12日に和歌山税務署長に対し提出した各修正申告書にも、本件メモにも、平成19年5月期に計上された架空外注費に関する記載はなく、その原因は戊税理士の事務所のコンピュータに必要なデータが保存されていなかったことにあるというのであるから、戊税理士は、平成26年1月21日の実地調査の際に和歌山税務署の担当職員から指摘されるまで、平成19年5月期に係る架空外注費の存在を認識していなかったか、少なくとも、その処理が必要であるとの認識がなかったことがうかがわれるのであって、本件面談の際に、同税理士が時効所得の処理をしたのが1年分だけである旨回答したとしても、特に不自然・不合理ではないといえることができる。

また、E税理士が平成25年11月5日の甲会長及び戊税理士との打合せの結果をまとめて作成したという「本日の確認事項について」と題するメモ（甲13）が存在することからすれば、E税理士としては、6期前及び7期前の架空外注費については時効所得の処理をする方針としていたことが認められるものの、E税理士の証言によれば、E税理士自身は原告の会計帳簿等を自ら確認したわけではなく、修正申告書の作成等の事務作業もすべて戊税理士に任せていたというのであるから、上記打合せにおいては、6期前及び7期前については時効所得の処理をするとの一般的な方針を立て、その旨甲会長及び戊税理士に指導したにすぎず、原告において平成19年5月期に架空外注費が計上されているとの具体的な認識までは有していなかった可能性も考えられるから、上記メモの存在によって上記認定が左右されることはないというべきであって、少なくとも、上記メモの存在を根拠に、甲会長らが本件面談の際に平成19年5月期における架空外注費についても説明をした事実を認定することはできない。

2 争点①（本件各更正処分の期間制限について、平成27年改正前通則法70条4項の規定により7年となる場合に該当するか）について

（1）平成27年改正前通則法70条4項は重加算税を賦課する場合の規定であり、争点①に先行して争点②が判断されるべきとの原告の主張について

前記関係法令の定め（3）のとおり、平成27年改正前通則法70条4項は、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正は、同条1項の規定にかかわらず、その更正に係る国税の法定申告期限から7年を経過する日まですることができる旨規定するところ、同項の文言からして、重加算税を賦課する場合であることがその適用のための要件とされているものとは解されない。

したがって、必ずしも争点①に先行して争点②を判断すべきとはいえない。

むしろ、本件各賦課決定処分（１）は過少申告加算税に代えて重加算税を課すものであるところ、過少申告加算税は「期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったとき」に課されるものであるから（平成２８年改正前通則法６５条１項）、仮に本件各更正処分がその期間制限に係る要件を欠くものである場合には、本件各賦課決定処分（１）もその要件を欠くという関係に立つものと解される。

そこで、まず、争点①について判断する。

## （２）争点①についての判断

ア 上記認定事実を総合すれば、原告は、本件各業者と通謀し、本件外注費に係る架空の請求書を作成させるなどして、それが真実の取引による費用であるかのように装って損金及び課税仕入れに係る支払対価の額として計上し、かつ、当該外注加工費名目で原告が本件各業者に支払った金員を、後に本件各業者から甲会長に交付させ、本件外注費相当額を甲会長に対する簿外貸付金として受取利息を益金に算入せずに法人税及び消費税等の各確定申告をし、かかる虚偽の事実関係を基礎とする確定申告により、上記各税の税額を免れたといえるから、原告が偽りその他不正の行為により、平成１９年５月期及び平成２０年５月期の法人税及び平成１９年５月課税期間から平成２１年５月課税期間までの消費税等の税額を免れたことは明らかである。

したがって、本件各更正処分の期間制限については、平成２７年改正前通則法７０条４項の規定により各法定申告期限から７年を経過する日までとなる。

イ これに対し、原告は、平成２７年改正前通則法７０条４項は重加算税を賦課する場合の規定であることを前提に、本件では重加算税を賦課することはできないとして、本件各更正処分の期間制限は、同条１項により、法人税については５年、消費税等については３年であると主張するが、同条４項の規定が重加算税を賦課する場合の規定であると解されないことは上記（１）で説示したとおりであるから、原告の上記主張は前提を欠くものであって、採用することができない。

なお、原告は、脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案（昭和５６年内閣提出第５６号）に対する衆議院大蔵委員会同年４月２４日附帯決議及び同法律案に対する参議院大蔵委員会同年５月１５日附帯決議において、政府は「今回の改正により延長された更正、決定等の制限期間における調査に当たっては、高額、かつ、悪質な脱税者に重点をおき、中小企業者を苦しめることのないよう特段の配慮をすること。」などとされたこと（乙３７、３８）や、E税理士の税務署職員としての経験等を根拠に、本件のように５年遡って自主的に修正申告がされた場合には、７年まで遡って更正をすることはできないといった趣旨の主張もするようである。しかし、法律上、本件各更正処分の期間制限が各法定申告期限から７年を経過する日までであることは上記説示のとおりであって、仮に課税実務において原告が主張するような配慮がされる場合があったとしても、そうであるからといって、本件各更正処分が期間制限に反するものとして違法になる余地はないものといわざるを得ない。

## ３ 争点②（本件各賦課決定処分（１）について、平成２８年改正前通則法６５条５項の規定の適用がある場合に該当しないか）について

前記関係法令の定め（２）のとおり、平成２８年改正前通則法６５条５項は、「修正申告書の提出があった場合」であることを、過少申告加算税を課さないための要件としているところ、

前記前提事実のとおり、原告は、平成19年5月期及び平成20年5月期の法人税並びに平成19年5月課税期間から平成21年5月課税期間までの消費税等について本件外注費に係る虚偽の申告を改める修正申告書の提出をしていないのであるから、同項を適用するための要件を欠くものというほかない。

これに対し、原告は、自ら本件外注費に係る情報を和歌山税務署に提供していたのであり、自発的に修正申告書を提出したか、少なくとも、実質的に、修正申告書を提出したものと判断されるべきであるとして、平成28年改正前通則法65条5項の規定の適用がある場合に該当する旨主張する。

しかしながら、修正申告は、申告納税方式を採用する法人税及び消費税等において、納付すべき税額の確定という法的効果をもたらす行為であり、かつ、その申告に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することによってする要式行為である（国税通則法19条1項）ことなどからすれば、当該事業年度の法人税又は当該課税期間の消費税等について修正申告書を提出していない以上、税務署に対して何らかの内容の情報の開示をしたとしても、そのことをもって、平成28年改正前通則法65条5項の適用場面において、修正申告書が提出されたとか、それと同視し得るとかといった評価をする余地はないものといわざるを得ない。したがって、原告の上記主張は、主張自体として失当というほかなく、採用することができない。

#### 4 争点③（本件各更正処分及び本件各賦課決定処分（1）は適切な指導をせずにされたものとして信義則に違反するか）について

前記認定事実によれば、F統括官その他の和歌山税務署の担当職員らは、原告に対する実地調査をした平成26年1月21日より前の時点において、原告が提出した平成21年5月期の法人税の修正申告書の記載及び本件面談における甲会長らの説明内容から、少なくとも、原告は、平成20年5月期の法人税並びに平成20年5月課税期間及び平成21年5月課税期間の消費税等についても、架空外注費を計上していたことに伴う修正申告をする余地があるのに、あえて更正の原則的な期間制限の範囲で修正申告をした旨認識していたものと認められる。そうとすれば、F統括官その他の和歌山税務署の担当職員らは、原告に対し、実地調査に先立ち、上記修正申告をするよう勧奨・指導することもできたものと考えられ、仮に、原告がその勧奨等を踏まえて、平成19年5月期及び平成20年5月期の法人税並びに平成19年5月課税期間から平成21年5月課税期間までの消費税等について修正申告をしていたとすれば、本件各賦課決定処分（1）に係る重加算税については、平成28年改正前通則法65条5項の適用により、その賦課を免れていた可能性もあったものと考えられる。

しかしながら、そもそも、国税通則法19条が規定する修正申告は、確定申告の内容を熟知している納税者が自らの責任と判断において行うべきものであって、課税庁による勧奨や指導がなければ修正申告書を提出することができないものでないことに加え、原告があえて虚偽の事実関係を基礎とする法人税及び消費税等の確定申告をしてこれらの税額を免れていたこと、甲会長らがF統括官に対し本件面談において本件外注費を計上した経緯等の詳細について説明するのを避け、詳細の説明を実地調査の際にすることとしたことなど上記認定の事実関係を総合すれば、和歌山税務署の担当職員らにおいて、上記のような勧奨・指導をしなかったことが不合理であるなどは到底いえない。

したがって、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分（1）が、適切な指導をせずにされた

ものとして信義則に違反するということはできない。

- 5 争点④（甲会長に対する貸付金に係る受取利息について、平成28年改正前通則法68条1項の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するか）について

既に認定・説示したとおり、原告は、架空外注費として計上することにより捻出した資金を甲会長に対する簿外貸付金とし、当該貸付金に係る受取利息を益金の額に算入していなかったものである。したがって、甲会長に対する貸付金に係る受取利息について、平成28年改正前通則法68条1項の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するということができる。

原告は、原告が甲会長に対する貸付金としたのは平成25年11月12日のことであり、それ以前に仮装・隠ぺいはないといった趣旨の主張をするが、事後的にとはいえ、原告自身が、本件外注費に係る事実関係を踏まえて貸付金として処理した以上、法律上は、本件外注費を架空に計上していた当時から貸付金及びそれに対する利息が発生していたというほかない。それにもかかわらず、原告は、当該貸付金に係る受取利息を益金の額に算入していなかったのだから、仮装・隠ぺいがあったということができるのであって、原告の上記主張は、採用することができない。

- 6 原告が取消しを求める上記各処分 of 適法性について

原告は、本件において取消しを求める各処分 of 適法性に係る被告の主張について、争点①から④までの点を除き、争うことを明らかにせず、本件記録によっても、被告の上記主張に不合理な点は見当たらない。

したがって、上記各処分は、いずれも適法であるということができる。

- 7 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 山田 明

裁判官 森田 亮

裁判官 石川 舞子

## 課税の経緯（法人税）

【単位：円】

区分 項目	確定申告	第1修正申告	賦課決定処分	第2修正申告	更正の申出	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	
平成19年5月期	年月日	平成19年7月11日				平成26年6月30日	平成26年8月18日	平成26年10月17日	平成26年11月13日	平成27年9月10日	
	所得金額	11,929,185				23,850,725					
	法人税額	2,938,700				6,515,000					
	控除所得税額等	164				164	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	
	差引所得に対する法人税額	2,938,600				6,514,800					
	重加算税の額	-				1,249,500					
平成20年5月期	年月日	平成20年7月9日	平成23年2月7日	平成23年2月28日		平成26年6月30日	平成26年8月18日	平成26年10月17日	平成26年11月13日	平成27年9月10日	
	所得金額	11,943,889	13,087,049			23,901,431					
	法人税額	2,942,900	3,286,100			6,530,300					
	控除所得税額等	507	507			507	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	
	差引所得に対する法人税額	2,942,300	3,285,500			6,529,700					
	重加算税の額	-	-	119,000		1,134,000					
平成21年5月期	年月日	平成21年7月6日	平成23年2月7日	平成23年2月28日	平成25年11月12日	平成26年6月30日	平成26年8月18日	平成26年10月17日	平成26年11月13日	平成27年9月10日	
	所得金額	28,564,855	28,698,156		49,695,804	47,929,904					
	法人税額	7,609,200	7,649,400		13,948,500	13,418,700					
	控除所得税額等	483	483		483	483	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	
	差引所得に対する法人税額	7,608,700	7,648,900		13,948,000	13,418,200					
	重加算税の額	-	-	14,000	-	-					
平成22年5月期	年月日	平成22年7月13日	平成23年2月7日	平成23年2月28日		平成26年6月30日	平成26年8月18日	平成26年10月17日	平成26年11月13日	平成27年9月10日	
	所得金額	16,394,341	17,175,806			16,815,925	16,065,825				
	法人税額	3,958,200	4,192,500			3,784,500	3,859,500				
	控除所得税額等	112	112			112	112	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	差引所得に対する法人税額	3,958,000	4,192,300			2,784,300	3,859,300				
	重加算税の額	-	-	80,500		-	△80,500				
平成23年5月期	年月日	平成23年7月1日			平成25年11月12日	平成26年6月30日	平成26年8月18日	平成26年10月17日	平成26年11月13日	平成27年9月10日	
	所得金額	23,572,605			41,361,297	41,611,197					
	法人税額	6,111,600			11,448,300	11,523,300					
	控除所得税額等	560			560	560	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	
	差引所得に対する法人税額	6,111,000			11,447,700	11,522,700					
	重加算税の額	-			-	24,500					
平成24年5月期	年月日	平成24年7月3日			平成25年11月12日	平成26年6月30日	平成26年8月18日	平成26年10月17日	平成26年11月13日	平成27年9月10日	
	所得金額	21,517,836			39,302,322	39,528,422					
	法人税額	5,495,100			10,830,600	10,898,400					
	控除所得税額等	200,580			200,580	200,580	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	
	差引所得に対する法人税額	5,294,500			10,630,000	10,697,800					
	重加算税の額	-			-	21,000					
平成25年5月期	年月日	平成25年7月8日			平成25年11月12日	平成26年6月30日	平成26年8月18日	平成26年10月17日	平成26年11月13日	平成27年9月10日	
	所得金額	11,531,210			26,451,732	26,680,132					
	法人税額	2,100,405			5,905,005	5,963,400					
	控除所得税額等	200,582			200,582	200,582	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	
	差引所得に対する法人税額	1,899,800			5,704,400	5,762,800					
	重加算税の額	-			-	17,500					

(注) △印は、還付金額を示す。

課税の経緯（消費税等）

【単位：円】

区分		確定申告	第1修正申告	賦課決定処分	第2修正申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
項目	年月日									
平成19年5月課税期間	年月日	平成19年7月11日				平成26年6月30日	平成26年8月18日	平成26年10月17日	平成26年11月13日	平成27年9月10日
	消費税	課税標準額	585,597,000			585,597,000				
		消費税額	23,423,880			23,423,880				
		控除対象仕入税額	20,390,481			19,914,481				
		差引税額	3,033,300			3,509,300				
	地方消費税	課税標準となる消費税額	3,033,300			3,509,300	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
		譲渡割額	758,300			877,300				
		消費税及び地方消費税の合計税額	3,791,600			4,386,600				
	重加算税の額	-			206,500					
平成20年5月課税期間	年月日	平成20年7月9日	平成23年2月7日	平成23年2月28日		平成26年6月30日	平成26年8月18日	平成26年10月17日	平成26年11月13日	平成27年9月10日
	消費税	課税標準額	647,409,000	648,567,000		648,567,000				
		消費税額	25,896,360	25,942,680		25,942,680				
		控除対象仕入税額	21,715,161	21,715,161		21,248,163				
		差引税額	4,181,100	4,227,500		4,694,500				
	地方消費税	課税標準となる消費税額	4,181,100	4,227,500		4,694,500	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
		譲渡割額	1,045,200	1,056,800		1,173,600				
		消費税及び地方消費税の合計税額	5,226,300	5,284,300		5,868,100				
	重加算税の額	-	-	17,500	203,000					
平成21年5月課税期間	年月日	平成21年7月8日	平成23年2月7日			平成26年6月30日	平成26年8月18日	平成26年10月17日	平成26年11月13日	平成27年9月10日
	消費税	課税標準額	731,056,000	731,300,000		731,300,000				
		消費税額	29,242,240	29,252,000		29,252,000				
		控除対象仕入税額	25,667,911	25,667,911		24,885,160				
		差引税額	3,574,300	3,584,000		4,366,800				
	地方消費税	課税標準となる消費税額	3,574,300	3,584,000		4,366,800	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
		譲渡割額	893,500	896,000		1,091,700				
		消費税及び地方消費税の合計税額	4,467,800	4,480,000		5,458,600				
	重加算税の額	-	-		339,500					
平成23年5月課税期間	年月日	平成23年7月1日				平成25年11月12日				
	消費税	課税標準額	797,515,000			797,515,000				
		消費税額	31,900,600			31,900,600				
		控除対象仕入税額	28,137,658			27,455,325				
		差引税額	3,762,900			4,445,200				
	地方消費税	課税標準となる消費税額	3,762,900			4,445,200				
		譲渡割額	940,700			1,111,300				
		消費税及び地方消費税の合計税額	4,703,600			5,556,500				
	重加算税の額	-			-					
平成24年5月課税期間	年月日	平成24年7月3日				平成25年11月12日				
	消費税	課税標準額	757,651,000			757,651,000				
		消費税額	39,306,040			30,306,040				
		控除対象仕入税額	26,609,176			25,884,500				
		差引税額	3,696,800			4,421,500				
	地方消費税	課税標準となる消費税額	3,696,800			4,421,500				
		譲渡割額	924,200			1,105,300				
		消費税及び地方消費税の合計税額	4,621,000			5,526,800				
	重加算税の額	-			-					
平成25年5月課税期間	年月日	平成25年7月8日				平成25年11月12日				
	消費税	課税標準額	726,901,000			726,901,000				
		消費税額	29,076,040			29,076,040				
		控除対象仕入税額	25,372,422			24,772,406				
		差引税額	3,703,600			4,303,600				
	地方消費税	課税標準となる消費税額	3,703,600			4,303,600				
		譲渡割額	925,900			1,075,900				
		消費税及び地方消費税の合計税額	4,629,500			5,379,500				
	重加算税の額	-			-					

## 本件各事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額

【単位：円】

項目		区分		平成19年5月期	平成20年5月期	平成21年5月期	平成22年5月期	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期
所得金額		1		11,929,185	13,087,049	49,695,804	17,175,506	41,361,297	39,302,322	26,451,732
加算	架空外注費の過大計上額	2		11,900,000	11,675,200	—	—	—	—	—
	受取利息の計上漏れ	3		21,540	282,722	249,900	249,900	249,900	249,900	249,900
	受取利息の計上漏れ (更正の申出に係るもの)	4		—	—	—	656,119	—	—	—
減算	消費税等の納付税額の増加額	5		—	40	72	—	—	—	—
	事業税の損金算入額	6		—	1,143,500	1,037,300	2,015,700	—	23,800	21,500
	外注費の自己否認額の過大額	7		—	—	978,428	—	—	—	—
所得金額 {1+ (2+3+4) - (5+6+7)}		8		23,850,725	23,901,431	47,929,904	16,065,825	41,611,197	39,528,422	26,680,132
課税所得金額 (千円未満の端数切捨て)		9		23,850,000	23,901,000	47,929,000	16,065,000	41,611,000	39,528,000	26,680,000
法人税額		10		6,515,000	6,530,300	13,418,700	3,859,500	11,523,300	10,898,400	5,963,400
控除所得税額等		11		164	507	483	112	560	200,580	200,582
納付すべき法人税額 (10-11、百円未満の端数切捨て)		12		6,514,800	6,529,700	13,418,200	3,859,300	11,522,700	10,697,800	5,762,800
既に納付の確定した法人税額		13		2,938,500	3,285,500	13,948,000	4,192,300	11,447,700	10,630,000	5,704,400
差引納付すべき法人税額 (12-13)		14		3,676,300	3,244,200	△529,800	△333,000	75,000	67,800	58,400
重加算税の額 (14 (一万円未満の端数切捨て) ×35%)		15		1,249,500	1,134,000	—	—	24,500	21,000	17,500

別表 2-2、別表 3-1 から別表 3-3 まで 省略